



1 支持地盤

- 杭基礎
  - 支持地盤の種類及び位置(基礎ぐいの先端の位置含む)
  - ・ 図示による
- 直接基礎
  - 支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む)
  - ・ 図示による
  - 長期設計支持力度
  - ・ ( ) kN/m2
- 地盤の載荷試験
  - ・ 行う
  - 試験の位置、方法等は図示による

2 既製コンクリート杭地盤

種類

- ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)
- ・ 外設鋼管付きコンクリート杭(SC杭)
- SC杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490
- ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)
- ・ ( )

試験掘

- ・ あり 孔径はオーガー径とする 位置等は図示による
- ・ なし 試験掘の施工は試験杭の施工に先立ち行う

寸法、継手、性能等(種別、種類、性能及び曲げ強度区分)

種別	種類	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭					
	中杭					
	下杭					
本杭	上杭					
	中杭					
	下杭					

試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う ( )

試験杭の位置、本数 ※最初の本 図示による

杭先端部形状

- ・ 開放形
- ・ 半開放形
- ・ 閉そく形
- ・ ( )

施工方法

- ・ 打込み工法(油圧ハンマー・ディーゼルハンマー)
- プレボーリングの併用
- ・ 行う
- 掘削深さ及び径
- ・ 図示による
- ・ 行わない
- 打込杭推定支持力の算定
- ・ 図示による
- 杭の精度
  - 水平方向の位置ずれ 杭径の1/4かつ100mm以下 ( )
  - 杭の傾斜 1/100以内 ( )
- セメントミルク工法
- アースオーガーの支持地盤への掘削深さ
  - ・ 1.5m程度 ( )
- 杭の支持地盤への根入れ深さ
  - ・ 1.0m以上 ( )
- 杭の精度
  - 水平方向の位置 杭径の1/4かつ100mm以下 ( )
  - 杭の傾斜 1/100以内 ( )
- 特定埋込杭工法
  - ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で
  - $\alpha = 250$ を採用できる工法 図示による
  - ・ 上記以外の特定埋込杭工法 図示による

工法

- ・ プレボーリング拡大根固め工法
- ・ 中掘り拡大根固め工法
- ( )
- 杭周固定液
- ・ 使用する
- ・ 使用しない

杭の精度

- 水平方向の位置 杭径の1/4かつ100mm以下 ( )
- 杭の傾斜 1/100以内 ( )

杭継手工法

- ・ アーク溶接継手
- ・ 標仕 4.3.6による
- 溶接材料
  - ・ 標仕 7.2.5(1)(2)による
  - ・ 標仕 7.2.5(1)(2)以外( )
- ・ 無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)
- 工法 ※審査(評定又は大臣認定)を受けた工法
- ・ ( )
- 検査 ※審査(評定又は大臣認定)により定められた項目
- ・ ( )
- 施工 ※審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による
- ・ ( )

杭頭処理

- ※(県:第2編 4.3.8)による ( )

杭頭補強用コンクリート型枠

- ※鋼製型枠 ( )

杭頭補強

- ※(県:第2編 図4.3.1~4.3.2)による 図示による

3 鋼杭地盤

寸法、継手、性能等 (4.2.2)(4.4.3)

種別	種類	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭					
	中杭					
	下杭					
本杭	上杭					
	中杭					
	下杭					

1 地盤工事

試験杭 (4.2.2)

- 試験杭の位置、本数及び寸法
- ・ 図示による

杭の材料 (4.4.3)

- ・ 図示による

溶接材料

- ・ 標準仕様書7.2.5による

施工方法

- ・ 標準仕様書4.3.5による

杭の精度 (4.4.4)

- ・ 水平方向の位置ずれ
- ・ 杭径の1/4以内かつ100mm以下
- ・ 杭の傾斜
- ・ 1/100以内
- ・ 評定条件又は設定条件による

杭の現場継手 (4.4.5)

- ・ 溶接継手 (4.4.3)(7.2.5)
- 形状
- ・ JIS A 5525による
- 溶接材料
- ・ 標仕 7.2.5(1)(2)による
- ・ 図示による
- 溶接部の確認方法
- ・ 標仕 7.6.10による
- 抜き取り率
- ・ 全数
- ・ 無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)
- 工法
- ※ 審査(評定又は大臣認定)を受けた工法
- 検査
- ※ 審査(評定又は大臣認定)により定められた項目
- 施工
- ※ 審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による

杭頭の処理(切断方法) (4.4.6)

- ・ 処理しない(切断しない)
- ・ 処理する
- 処理方法(切断及び補強方法)
- ・ 図示による

杭頭の中詰め材料

- ・ 基礎のコンクリートと同割合のもの

4 場所打ちコンクリート杭地盤

杭径、長さ、仕様等 ( )

- ・ 図示による

材料その他

- 帯筋 図示による
- 鉄筋の最小かぶり厚さ 図示による
- セメントの種類
- ※ 高炉セメントB種 ( ) (4.5.4)(6.3.1)
- コンクリートの種別 (4.5.4)(表4.5.1)
- ・ A種
- ・ B種
- ・ 審査(評定又は大臣認定)された内容による
- コンクリートの設計基準強度 ( )N/mm2 (4.5.4~6)
- 構造体強度補正值(S) (4.5.4)
- ・ 3N/mm2
- ・ 審査(評定又は大臣認定)された内容による
- ・ ( )

掘削工法 (4.5.1)(4.5.5~6)

- ・ アースドリル工法
- 安定液 使用する・使用しない
- リバース工法
- ・ オールケーシング工法
- 孔内の水張り 行う
- ・ 行わない

併用する工法

- ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 図示による
- 鋼管巻き材料 ・SKK400 ・SKK490 ( )
- ・ 拡底杭工法 図示による
- 安定液 使用する・使用しない
- ・ ( )

試験杭 (4.2.2)(4.5.5~6)

- 試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う ( )
- 試験杭の位置、本数 ※最初の本 図示による

孔壁測定 (4.5.5~6)

- ・ 行う
- 測定方法、測定箇所は図示による
- ・ 行わない

杭の精度

- 水平方向の位置ずれ 100mm以下 ( )
- 杭の傾斜 1/200以内 ( )

工法

- ・ 浅層混合処理工法
- 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による
- 長期設計支持力 ( )kN/m2 ( )
- ・ ( )
- ・ 深層混合処理工法
- 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による
- 長期設計支持力 ( )kN/m2 ( )
- ・ ( )

形状、支持地盤、仕様

- ・ 図示による

長期設計支持力 ( )kN/m2 ( )

- ・ ( )

セメントの種類 (6.3.1)

- ・ 高炉セメントB種 ( )
- コンクリートの設計基準強度 ( )N/mm2
- 構造体強度補正值(S)=( )N/mm2

5 地盤改良 (セメント系固化工法を用いた工法による改良)

6 置換コンクリート地盤(ラップコンクリート地盤)

1 地盤工事

7 液状化対策

工法 ( )

- 仕様、範囲、計測、試験等
- ・ 図示による

8 砂利地盤 (4.6.2)

材料

- ※ 再生クラッシュラン
- ・ 切込砂利及び切込砕石

厚さ、幅及び使用範囲 (4.6.3)

地盤	幅(mm)	厚さ(mm)
割り石	フーチング各外面より+150	・150・( )
砂利(砕石)	フーチング各外面より+150	・60・150

9 捨てコンクリート (4.6.4)(6.14.1~3)

コンクリートの仕様

- ※ 無筋コンクリートによる ( ) (6.14.1~3)

セメントの種類 (6.3.2)

- ・ 高炉セメントB種 ( )

厚さ、幅及び使用範囲 (4.6.4)

部位	幅(mm)	厚さ(mm)
基礎	フーチング各外面より+100	※50・( )
地中ばり	フーチング各外面より+100	※50・( )

10 床下防湿層 (4.6.5)

施工範囲

- ・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)
- ・ ( )

材料

- ・ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上
- ・ ( )

防湿層の位置

- ・ 図示による ( )

2 鉄筋工事

1 鉄筋の種類 (5.2.1)(表5.2.1)

種類の記号	呼び名(mm)	備考
・ SD295	・ D10	・ D13
・ SD345	・ D10	・ D13
・	・	・
・	・	・

2 溶接金網 (5.2.2)

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・ 溶接金網			
・ 鉄筋格子			

3 鉄筋の継手 (5.3.4)(5.5.2)

部位	継手方法	呼び名
柱、梁の主筋	※ガス圧接	・ 機械式継手
耐力壁の鉄筋	※重ね継手	・
その他の鉄筋( )	※重ね継手	・

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)

- ※ 図示による

継手位置図

- ※ 図示による

鉄筋の定着方法 (5.3.4)

- ※ 図示による

4 鉄筋の定着の方法及び長さ (5.3.4)

鉄筋の定着長さ

- ※ 図示による ( )

5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む) (5.3.5)

最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う)

- ※ 図示による ( )

柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無

- ・ 有り 適用箇所( )
- ・ 最小かぶり厚さ
- ・ 鉄筋径の1.5倍以上
- ・ ( )
- ・ 無し

軽量コンクリートで土に接する部分

- ・ 無し
- ・ 有り 適用箇所( )
- ・ 図示による
- ・ ( )

耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等)

- ・ 無し
- ・ 有り 適用箇所( )
- ・ 図示による
- ・ ( )

鉄筋相互のあき(特殊な鉄筋を除く) (5.3.5)(図5.3.6)

- ・ 図示による
- ・ ( )

6 特殊な鉄筋継手

- ・ 機械式継手
- 使用箇所 (5.5.2)
- ※ 図示による ( )
- 性能(H12建告第1463号に適合するもの) (5.5.2)
- ・ A級 ( )
- 機械式継手の種類( ) (5.5.2)
- 鉄筋相互のあき (5.3.5)
- ・ 図示による ( )
- 品質の確認方法 ( )
- ・ 図示による ( )
- 不良となった継手の修正方法等 ( )
- ・ 図示による ( )

- ・ 溶接継手
- 使用箇所 (5.6.3)
- ※ 図示による ( )
- 性能(H12建告第1463号に適合するもの) (5.6.3)
- ・ A級 ( )
- 溶接継手の工法( ) (5.3.5)
- 鉄筋相互のあき ( )
- ※ 図示による ( )
- 品質の確認方法 (5.6.3)
- ※ 図示による ( )
- 不良となった継手の修正方法等 (5.6.3)
- ※ 図示による ( )

鉄筋工事	7 各部配筋	各部配筋 ※ 図示による ( ) (5.3.7)	鉄骨製作工場	1 鉄骨製作工場	鉄骨製作工場の加工能力 (7.1.3) ※ 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(株)全国建築工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ S ・ H ・ M ・ R ・ J グレード ・ 監督員の承諾する工場(標仕 7.1.1 以外の適用範囲に限る。)	鉄骨工事	15 鉄骨の製作精度	※ 標仕 7.3.3による (7.3.3) 溶接ずれ及び食い違い ・ 溶接部はH12建告示1464号第二号イ(1)(2)に規定する仕様を満足すること ・ 溶接ずれ及び食い違いはH12建告示1464号第二号イ(1)(2)に規定するただし書きの計算確認有り。 ( )	
	8 圧接完了後の試験	外観試験 (5.4.10) ※ 行う (全数) 抜取試験 ※ 超音波探傷試験 ・ 引張試験		2 施工管理技術者	・ 適用する (7.1.3~4) ・ 適用しない		16 鉄骨の仮組	仮組を行う範囲 ※ 図示による ( ) (7.3.10) 確認方法、確認項目 ※ 図示による ( )	
	9 帯筋	組立の形の種別 ※ 図示による		3 鋼材	材質等 (7.2.1) (表7.2.1) 種類の記号 適用箇所 規格 ※ 図示による( ) ※ JISによる ・ 大臣認定による ・ ※ 図示による( ) ※ JISによる ・ 大臣認定による ・ 有効細長比(圧縮材に限る) ※ 図示による ( )		17 溶接技能者の技量付加試験	試験の要領及び試験を要する溶接箇所 ※ 図示による ( ) (7.6.3)	
	10 最上階柱頭補強	補強方法 ※ 図示による		4 高力ボルト	ボルトの区分 (7.2.2) (7.3.2) (7.4.1~9) ※トルンA形高力ボルト セツトの種類 ・ 2種(S10T) ( ) ・ JIS高力ボルト セツトの種類 ・ 2種(F10T) ( ) 高力ボルトの径 ・ 図示による ( ) ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による ( ) すべり係数試験 ※ 行わない (7.4.2) ※ 行う 試験方法等 ・ 図示による ( )		18 溶接接合	開先の形状 ※ 図示による ( ) (7.6.4) スカラップの形状 ※ 図示による ( ) (7.6.7) エンドタブの切除する部分 ※ 全て (7.6.7) ・ 見え掛り部となる部分 ・ 切除する部分なし ( ) 溶接部の余盛り高さ ( ) (7.6.7)	
	11 片持ちスラブの出隅部の補強配筋(出隅受け部分の補強筋を含む)	出隅部分及び出隅受け部の補強筋 ※ 図示による		5 普通ボルト	ボルト及びナットの種類 ・ 標仕 表7.2.3による ( ) (7.2.3) 座金 ・ 標仕 7.2.3(4)による ( ) ボルトの径 ・ 図示による ( ) ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による ( ) (7.2.3) (7.3.2)		19 現場溶接の有無	・ 無し ・ 有り 適用箇所 ・ 図示による ( )	
	12 壁開口部の補強	一般壁 ※ 図示による 耐震壁 ※ 図示による		6 溶融亜鉛めっき高力ボルト	セツトの種類 ・ 1種(F8T相当) ( ) (7.2.2) (7.12.3~4) 溶融亜鉛めっき高力ボルトの径 ・ 図示による ( ) 溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径 ※ 審査(評定又は大臣認定)を受けた内容による ( ) (7.3.8) ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による ( ) ・ ( ) 摩滅面の処理 ・ プラスト処理(表面粗度50µmRz以上) ・ ( )		20 入熱、バス間温度溶接条件	鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ・ 図示による ( ) 適用箇所 ・ 図示による ( ) ・ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部	
	13 梁貫通孔の補強	補強形式 ※ 図示による 配筋種別 ※ 図示による 梁貫通孔径(部材記号含む)及び配筋種別リスト ※ 図示による		7 アンカーボルト	適用 (7.2.4) (表7.2.3) (7.10.3) ・ 構造用アンカーボルト セツトの種類 ・ JSS II 13-2004 ABR400 ・ JSS II 13-2004 ABR490 形状、寸法 ・ 図示による ( ) ・ 建方用アンカーボルト 材質 ・ SS400 ( ) アンカーボルト及びナットのねじの種類、規格、ねじの等級の規格及び仕上げの程度 ・ 標仕 表7.2.3による ( ) 形状、寸法 ・ 図示による ( )		21 溶接部の試験	完全溶込み部の超音波探傷試験 (7.6.12) (表7.6.2~4) ※ 行わない ※ 行う ・ 工場溶接の場合 ・ 全数検査 ・ 抜取検査 AOQL(%) ・ 4.0 ・ 2.5 検査水準 第6水準 ・ 工事現場溶接の場合 ・ 全数検査 ・ 計数連続生産型抜取検査 AOQL(%) (・ 4.0 ・ 2.5)	
	14 基礎梁主筋の継手	※ 図示による		8 溶接材料	溶接材料 (7.2.5) ※ 標仕 7.2.5(1)(2)による。 ・ 標仕 7.2.5(1)(2)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示による ( )		22 錆止め塗装	塗料の種類 (7.8.4) (18.3.2) ・ 鉄鋼面の錆止め塗料 屋外 ・ 標仕 18.3.2 表18.3.1( )種 ・ ( ) 屋内 ・ 標仕 18.3.2 表18.3.1( )種 ・ ( ) 亜鉛めっき鉄面の錆止め塗料 ・ 標仕 18.3.2 表18.3.2( )種 ・ ( ) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面(鉄骨に溶接されたものに限る) ・ 標仕 18.3.2 表18.3.1( )種 ・ ( ) 耐火被覆材の接着する面への塗装 ※ 行わない ・ 行う 適用箇所 ・ 図示による ( ) 塗料の種類 ・ 標仕 18.3.2 表18.3.1( )種 ・ 標仕 18.3.2 表18.3.2( )種	
	15 機械吊上用フック	種別 ※ 図示による		9 ターンバックル	種類 (7.2.6) ・ 建築用ターンバックル胴 ・ 割棒式 ( ) ・ 建築用ターンバックルボルト ・ 羽子板ボルト ( ) ねじの呼び ・ 図示による ( )		23 耐火被覆	種別 (7.9.2~7) 種別 材料・工法 適用箇所(部位・部分) ・ 耐火材吹付け ・ 乾式吹付けロックウール ・ 半乾式吹付けロックウール ・ 湿式ロックウール ・ ・ 耐火板張り ・ 繊維混入けい酸カルシウム板 ・ 耐火材巻付け ・ 高断熱ロックウール ラス張りモルタル塗り	
	コンクリート工事	1 コンクリートの種類及び強度		普通コンクリートの設計基準強度 (6.2.2) 設計基準強度 (Fc) N/mm <sup>2</sup> 種別 ・ 18 ・ 21 ・ 24 ・ 27 普通コンクリート 部位 軽量コンクリート 部位 上記には補正係数Sは含まれない 軽量コンクリートの設計基準強度 (6.2.2) 設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> ) 適用箇所 ・ 24 スランプの値(単位:cm) (6.2.4) (表6.2.2) 打込み箇所 基礎、基礎梁 土間スラブ 柱、梁、スラブ、壁 所要スランプ 15、18 18	2 レディーミクストコンクリートの類別		類別 ※ I類 ・ II類 (6.2.1) (表6.2.1)	3 セメント	種別 (6.3.1) (表6.3.1) ※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。 施工箇所 ・ 高炉セメントB種 ( ) 施工箇所 ( ) ・ フライアッシュセメントB種 ( ) 施工箇所 ( ) ・ ( )
	4 骨材	アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1) ・ A ・ B		10 デッキプレート	材質、形状及び寸法 (7.2.7) ・ 構造床 ・ 合成スラブ ・ 床型枠用		性能 (7.9.2~7) 性能 適用箇所(部位・部分) ・ 30分耐火 ・ 1時間耐火 ・ 2時間耐火 ・ 3時間耐火		
5 軽量コンクリート	種類 ・ 1種 ・ 2種 (6.10.1) (表6.10.1)	11 レール及びその付属品	形状及び寸法等 ・ 図示による ( )	24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法	建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.2.4) (7.10.3) (表7.10.1) 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 構造用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・ 図示による ( ) 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 (7.10.3) (表7.10.2) ※ 標仕 表7.10.2 (※A種[モルタル厚さ50]・B種[モルタル厚さ30])による				
6 無筋コンクリート	適用箇所 (6.14.1) ・ 標仕 6.14.1(4)による箇所 ・ 標仕 6.14.1(4)以外の箇所 ・ 図示による ( ) 設計基準強度 ※ 18N/mm <sup>2</sup> ( ) (6.14.1) スランプ ※ 15cm又は18cm ( )	12 スタッド	材質、形状及び寸法 (7.2.8) ※ 頭付きスタッド JIS B 1198 ( )	25 軽量形鋼構造	接合部(ボルト接合の場合) (7.11.2) ・ 普通ボルト接合 ( )				
7 ひび割れ発生目地打設目地	目地寸法 (6.6.4) (6.8.1) (9.7.3) ・ 標仕 9.7.3による ・ 図示による ( ) 間隔、位置、形状 ・ 図示による ( )	13 柱底均しモルタル	モルタルの種類 (7.2.9) ※ 無収縮モルタル ( ) 無収縮モルタルの材料、割合等 材料、割合等 ※ 標仕 7.2.9(2)による ( ) 品質及び試験方法 ※ 標仕 表7.2.5による ( )	26 溶融亜鉛めっき(耐力上必要な部分)	種別等 (7.12.4) (表14.2.2) 亜鉛めっきの種類 材料 備考 A種 最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板 B種 最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板 C種 普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板 ※ 素地ごしちえは、JIS H 8641による 適用箇所 ※ 図示による ( )				
8 コンクリート仕上り	部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 (6.2.5) (表6.2.3) ・ 標仕 表6.2.3による ( ) 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5) (6.9.3) (表6.2.4) ※ コンクリートの打放し仕上げ種別と適用箇所は図示による	14 工作図	監督員による現寸検査 ・ 行わない (7.3.2) ・ 行う 増築工事等を含め、既存建築物との取り合い箇所がある場合は現場実測の上作成を行う。	27 梁貫通孔の補強	補強方法 ・ 補強トラス法 ( ) ・ ( ) 適用箇所 ※ 図示による ( )				
9 打増し厚さ(打放し仕上げ部)	・ 打放し仕上げ(仕上げ材、塗装等の仕上げを行う部分を含む) (6.8.1) の打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・ 20mm ( ) ・ 打放し仕上げ(仕上げ材、塗装等の仕上げを行う部分を含む)の打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・ ( ) ・ 外壁タイル張りで、MCR工法又は目荒らし(高圧水流)工法を行う場合は外部側に20mmの打増しを行う	10 型枠	呼び名等 ( ) 呼び長さ(mm) 適用箇所 ・ 16 ・ 19 ・ 22						
10 型枠	せき板の材料 (6.8.2) ・ 合板(国産材) ( ) ・ ( ) せき板の厚さ ・ 12mm ( ) 断熱材の兼用 ・ 行う 適用箇所( ) ・ 行わない スリーブの材質 ※ 標仕 6.8.2(9)(イ)及び表6.8.1による ( )								
11 圧縮強度試験	公的機関でコンクリートの材齢28日圧縮強度試験を行う建築物・その部位等 建築物名 部位 ※ 躯体 ( )								

5 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造

ブロックの種類 (8.2.2~5)						
断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ	モジュール呼び寸法		化粧の有無	適用箇所	備考
		長さ	高さ			
※ 空洞ブロック-16	・120 ※150	※400	※200	※無		
・型枠状ブロック-20				※無		

各部の配筋 ※図示による  
化粧目地の有無 無 有

2 コンクリートブロック壁壁及び罫

ブロックの種類 (8.3.2~3)						
断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ	モジュール呼び寸法		化粧の有無	(表8.3.1)以外の適用箇所	備考
		長さ	高さ			
・空洞ブロック-08	・120 ※150	※400	※200	※無 有		
・空洞ブロック-16	・120 ※150	※400	※200	※無 有		

各部の配筋 ※図示による  
化粧目地の有無 無 有

3 ALCパネル

パネルの種類 (8.4.2~5)						
パネルの種類	単位荷重(N/㎡)	厚さ	幅	耐火性能	表面加工	構法の種類
・外壁パネル		・100		・30分 ・1時間 ・2時間	・平 ・意匠	・A種・B種
・間仕切壁パネル		・100		・30分 ・1時間 ・2時間	・平 ・意匠	・C種・D種・E種
・屋根パネル		・100		・30分 ・1時間 ・2時間	・平	F種
・床パネル		・100		・30分 ・1時間 ・2時間		

外壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅(mm) ※20  
伸縮目地への耐火目地材の充填 ・適用する ・適用しない

4 押出成形セメント板

パネルの種類 (8.5.2~5)						
パネルの種類	表面形状	厚さ	幅	耐火性能		
・外壁パネル	・F	・F-R	・50	・30分	・耐火性能	
	・D	・D-R	・60	・1時間	・耐火性能	
	・T	・T-R	・100	・2時間	・耐火性能	
・間仕切壁パネル		・50	・450	・30分	・耐火性能	
		・60	・600	・1時間	・耐火性能	
		・100	・600	・2時間	・耐火性能	

パネルの相互の目地幅(mm) ※長辺 8以上 短辺 15以上  
出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm) ※15  
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する。

パネルに開口を設ける場合	短辺	開口の大きさ
パネルを切り欠く場合	長辺	・ 図示
	短辺	・ 図示
	長辺	・ 図示

6 防水工事

1 アスファルト防水

屋根保護防水 防水層の種類 (9.2.2~5) (表9.2.3~9)

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・A-1			※ポリスチレンフォーム厚さ0.15mm以上	・乾式保護材
・A-2				・コンクリート押え
・A-3				・セメントレンガ
・B-1				
・B-2				
・B-3				
・AI-1		(材質) ※JIS A 9511によるA種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スケンあり)	※フラットヤンクロス70g/㎡程度	
・AI-2				
・AI-3				
・BI-1				
・BI-2		(厚さ) ※25mm・50mm		
・BI-3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
※ 標仕 表9.2.3~表9.2.8による  
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
※ 標仕 表9.2.5~表9.2.8による

平場の保護コンクリートの厚さ  
こて仕上げ ※ 水下 80mm以上  
床タイル張り ※ 水下 60mm以上

・乾式保護材  
窯業系パネル: 無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレープ養生したもの

屋根露出防水 防水層の種類

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料	備考
・D-1			・製造所の指定による	
・D-2			・製造所の指定による	
・D-3				
・D-4				
・DI-1		(材質) ※JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの		
・DI-2		(厚さ) ※25mm		

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合、ルーフトレンドリ及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※ 図示による

6 防水工事

2 改質アスファルトシート防水

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

4 塗膜防水

5 ケイ酸質系塗膜防水

6 脱気装置

7 シーリング

8 保証書の提出

9 屋根コンクリート防水

10 施工履歴

防水層の種類

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料	備考
・AS-T1				
・AS-T2				
・AS-I1				
・AS-T3				
・AS-T4				
・ASI-T1		(材質) ※JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの(厚さ) ※25mm	・設ける(改質アスファルト製造所の仕様による)	・設けない
・ASI-I1				

仕上塗料 ※カラー ・シルバー  
改質アスファルトシートの種類及び厚さ  
※ 標仕 表9.3.1~表9.3.3による  
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ  
※ 標仕 表9.3.1~表9.3.3による  
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ  
※ 標仕 表9.3.1~表9.3.3による  
押え金物  
※ 改質アスファルト製造所の仕様による

ルーフィングシートの種類及び厚さ  
※ 標仕 表9.4.1~表9.4.2による  
防水下地がPCコンクリート部材下地の場合の処理  
目地処理 ※図示による  
入隅部の増張り(S-F1, SI-F1の場合) ※図示による

防水層の種類 (9.5.2~4) (表9.5.1~2)

種別	施工箇所	仕上塗料	保護層	使用量
・X-1		※カラー ・シルバー		
・X-2		※カラー ・シルバー		
・Y-1	※地下外壁防水			
・Y-2	※屋内防水口		・適用する ※適用しない	

防水層の種類 (9.6.2~4) (表9.6.1~2)

種別	施工箇所	種別	施工箇所
※C-UI		・C-UP	

(9.2.3) (9.3.3) (9.5.3)

種別	種類	設置数量
D-1 D-2 D-3 D-4	※アスファルトルーフィング類製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類製造所の仕様による
DI-1 DI-2 AS-T3 AS-T4		
ASI-T1 ASI-I1		
X-1	※防水層の主材料の製造所の仕様による	・( )ヶ所

下表以外は、標仕 表 9.7.1による  
ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは11章に、カーテンウォールの場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類(記号)

シーリング材の目地寸法 ※標仕 9.7.3(1)(ア)~(イ)による

保証書のある場合は提出すること。

クラック防止溶接用金網 (※:第2編 9.8.2)  
※ 3.2\*100\*100 ( )  
屋根スラブの配筋 (※:第2編 9.8.3)  
・ ( )

※ 監督員と表示内容を協議し、指示の位置に取り付ける (※:第1編 1.3.7)

7 石工事

1 施工

2 石材等

3 外壁湿式工法

4 内壁空積工法

5 乾式工法

6 床及び階段の石張り

7 アーチ、上げ裏等の石張り

8 笠木、甲板等の石張り

9 製造所及び施工業者

石材の割付け ※標仕 10.1.3(1)(ア)~(イ)による  
粗面仕上げの場合のみ込み部分の仕上げ  
屋内の床を本磨きとする場合のワックス掛け

・ 図示による (10.1.3~5)  
・ 図示による ( )  
・ 行う(適用場所) ・すべて ( )  
・ 行わない

天然石 (10.2.1~3) (表10.2.1~2)

施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法	厚さ	表面仕上げ	備考
	・1等品 ・2等品		※正方形に近い矩形			・粗磨き ・本磨き	
	・1等品 ・2等品		※正方形に近い矩形				

テラゾブロック

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状	仕上げ面	寸法	表面仕上げ	備考
	※大理石 ・花こう岩	※1.5~12	・平もの ・役もの	・片面 ・両面		・図示	
	※大理石 ・花こう岩	※1.5~12	・平もの ・役もの	・片面 ・両面		・図示	

テラゾタイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考
	※大理石 ・花こう岩	※1.5~12	・300型 ・400型		
	※大理石 ・花こう岩	※1.5~12	・300型 ・400型		

取り付用モルタル、既調合の目地モルタル、石裏面処理材、裏打ち処理材  
※石材施工業者の指定する製品

3 外壁湿式工法

石裏面処理 ・適用する ・適用しない (10.2.2~3) (10.3.2~3)  
裏打ち処理 ・適用する ・適用しない  
下地ごしらえ ※洗し筋工法 ・あと施工アンカー工法 ・あと施工アンカー、横筋横流し工法  
受金物 材質 ※SS400 ( )  
形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 L=100mm  
・L-75×75×6(mm)の加工 L=150mm

ドレインパイプの材質 ・樹脂製ネットパイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ  
アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 ( )  
あと施工アンカーの材質及び寸法 ( )  
目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 ( )  
伸縮調整目地 シーリング材 ・適用する ・適用しない  
位置 ※(11.1.3)による  
シーリング材の目地寸法 ※(9.7.3(1)(ウ))による  
・ 図示による

4 内壁空積工法

受金物 材質 ※SS400 ( )  
形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 L=100mm  
・L-75×75×6(mm)の加工 L=150mm

石裏面処理 ・適用する ・適用しない (10.2.2) (10.4.2~3)  
裏打ち処理 ・適用する ・適用しない  
下地ごしらえ ※あと施工アンカー、横筋横流し工法 ・あと施工アンカー工法  
アンカーの材質及び径 ※SS400 M.( )  
あと施工アンカーの材質及び寸法 ( )  
目地 一般目地 目地幅(mm) ※( )  
伸縮調整目地 シーリング材 ・適用する ・適用しない  
位置 ※6mmごと  
シーリング材の目地寸法 ※(9.7.3(1)(ウ))による  
・ 図示による

5 乾式工法

取付け方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 (10.2.2) (10.5.2~3) (表10.2.4)  
石裏面処理 ・適用する ・適用しない  
裏打ち処理 ・適用する ・適用しない  
だば用の穴の位置 ※標仕 10.5.2(2)(ア)による  
外壁の工法  
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法  
※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(1)・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法)  
アンカーの材質及び形状 ※ステンレス(SUS304) M10 ( )  
あと施工アンカーの材質及び寸法 ( )  
目地 目地幅(mm) ※8以上 ( )  
シーリング材 ・適用する(※標仕 9章7節による) ・図示) ・適用しない

6 床及び階段の石張り

床石張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない (10.6.2~3)  
階段張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない  
目地 一般目地 目地幅(mm) ・図示による ( )  
シーリング材 ・適用する ・適用しない  
伸縮調整目地 位置 ※床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他部材との取り合い部  
・ 図示による

7 アーチ、上げ裏等の石張り

取付け工法 ・外壁湿式工法 ・内壁空積工法 ・乾式工法 (10.2.2) (10.7.2)  
取付け金物 ※標仕 10.2.2(3)による ( )  
引金物、だば、かすがい及び受金物 ※標仕 10.2.2(1)による ( )  
吊金物及び化粧吊りボルト  
・設ける 吊金物 ※ステンレス(SUS304)径6mm長さ80mm(加工物)  
・ ( )  
吊りボルト ※ステンレス(SUS304)M10化粧ナット付き  
・ ( )  
・設けない  
石裏面処理 ・適用する ・適用しない  
裏打ち処理 ・適用する ・適用しない  
アンカーの材質及び径 ・SS400 M12 ・ステンレス(SUS304) M10 ( )  
あと施工アンカーの材質及び寸法 ( )  
目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上  
伸縮調整目地 位置 ※他の部位との取り合い部  
・ 図示による

8 笠木、甲板等の石張り

取付け工法 ・外壁湿式工法 ・乾式工法 (10.2.2) (10.7.3)  
取付け金物 ※標仕 10.2.2(3)による ( )  
引金物、だば、かすがい及び受金物 ※標仕 10.2.2(1)による ( )  
石裏面処理 ・適用する ・適用しない  
乾式工法の場合の取付け代 ※標仕 10.5.3(2)による ( )  
石裏の補強用モルタル ・適用する ・適用しない  
アンカーの材質及び径 ・ステンレス(SUS304) M10 ( )  
あと施工アンカーの材質及び寸法 ( )

9 製造所及び施工業者

監督員の承諾による。

8 タイル工事

1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地  
位置 ※標仕 表11.1.1による ・図示による (11.1.3)(表11.1.1)

2 セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り  
タイルの形状、寸法等 (11.2.2)(11.2.2~8)  
施工箇所 主な用途による区分(ⅠIS) 形状/寸法 吸水率による区分 Ⅰ類 Ⅱ類 Ⅲ類 Ⅳ類 うわぐすり 役物 色 再生材の適用 耐凍 備考

3 接着剤による陶磁器質タイル張り  
タイルの形状、寸法等 (11.3.2~8)  
施工箇所 主な用途による区分(ⅠIS) 形状/寸法 吸水率による区分 Ⅰ類 Ⅱ類 Ⅲ類 Ⅳ類 うわぐすり 役物 色 再生材の適用 耐凍 備考

4 陶磁器質タイル型枠先付け  
タイルの形状、寸法等 建築工事監理指針(11.4.1)  
施工箇所 主な用途による区分(ⅠIS) 形状/寸法 吸水率による区分 Ⅰ類 Ⅱ類 Ⅲ類 Ⅳ類 うわぐすり 役物 色 再生材の適用 耐凍 備考

5 階段滑り止め  
※磁器製( ) ( )

9 木工事

4 造作用単板積層材  
・「集成材の日本農林規格」以外の化粧り構造用集成材  
施工箇所 化粧薄板の樹種 寸法 見付け材面の品質 化粧薄板の厚さ 含水率 ※A種・B種 備考

5 床張り用合板等  
・「集成材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材  
施工箇所 厚さ 表面の化粧加工 防虫処理 含水率 備考

6 接着剤  
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。(12.2.2~3)  
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ( )

7 防蟻・防蟻  
・防蟻、防蟻処理が必要な樹種による製材及び集成材 (12.3.1~2)  
・薬剤の加圧注入による防蟻・防蟻処理  
適用部位 ( )

10 木造工事

5) 接合金物等の材質  
鋼材の材質 ※SS400 ・SN400A ・( ) ・( )

6) 製作制度  
※精度基準は次による  
部位等 精度基準  
短辺 製作図寸法の±1.5mm以内  
長辺 製作図寸法の±1.5mm以内、かつ、±5mm以内  
材長 製作図寸法の±5mm以内  
断面直角精度 直角とのひずみ±1/100mm

7) 表面仕上げ  
仕上げの程度 ・A種 ※B種

8) アンカーボルト  
材質 ※SS400 ・( )  
寸法 ※図示 ・( )  
アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ・A種 ※B種 ・C種

9) 柱底均し仕上げ  
柱底均しモルタルの厚さ ※30mm程度 ・( )  
柱底均しモルタルの工法 ・A種 ※B種

10) 普通ボルト  
普通ボルトの材料等 ※【表:第2編 表12-2.4.5】による。 ・( )  
ボルトに用いる座金の寸法及び厚さ ※図示及び【表:第2編 表12-2.4.6】による。  
ボルトが受ける応力の種類 ※図示による。

11) ボルト孔  
ボルト孔の径  
※【表:第2編 表12-2.4.7】及び【表:第2編 表12-2.4.8】による。  
・集成材の場合 ( )  
・集成金物の場合 ( )

12) ラグスクリュー  
ラグスクリューの形状、寸法 ※図示 ・( )

13) ドリフトピン  
ドリフトピンの形状、寸法等 ※図示 ・( )

14) ジベル  
ジベルの種類及び材質 種類 ( ) 材質 ( )  
ジベルの形状、寸法等 ※図示 ・( )

15) 錆止め塗装  
錆止め塗装による防蟻処理を行う構造金物及び接合金物等 ※見え掛りとなるすべての構造金物及び接合金物等 ( )  
錆止め塗装の種類 ・A種 ※B種

16) 亜鉛めっき  
亜鉛めっきによる防蟻処理を行う材料等 ※すべての構造金物及び接合金物等 ( )  
亜鉛めっきの種類 ※2種HDZ55 ・2種HDZ45 ・2種HDZ35

17) 防火被覆材  
防火被覆材 ・厚さ25mm以上の木材 ・厚さ15mm以上の強化せつこうボード  
・厚さ12mm以上のけい酸カルシウム板 ( )

18) 防火被覆処理  
ボルト、ドリフトピン等の防火被覆処理 ・行う ・行わない

9 木工事

1 表面仕上げ (12.1.4)  
表面仕上げの種類 適用箇所  
・A種  
※B種  
・C種

2 製材 (12.2.1)(12.5.1)(12.6.1)(12.7.1)  
・「製材の日本農林規格」による下地用製材  
施工箇所 樹種 寸法 等級 形状 含水率 備考  
※2級  
※2級

・「製材の日本農林規格」による造作用製材  
施工箇所 樹種 寸法 等級 形状 含水率 備考  
※1等  
※1等

・「製材の日本農林規格」以外の製材  
施工箇所 樹種 寸法 造作材の材面の品質 防虫処理 難燃処理 含水率 備考  
( )  
造作材の場合 (※A種・B種)

・代用樹種を使用できない箇所 ( )

3 造作用集成材 (12.2.1)  
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材  
施工箇所 樹種 寸法 見付け材面の等級 備考  
※1等 ・2等

・「集成材の日本農林規格」による化粧り造作用集成材  
施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の等級 備考  
※1等 ・2等

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材  
施工箇所 樹種 寸法 見付け材面の品質 含水率 備考  
※A種 ・B種

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧り造作用集成材  
施工箇所 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法 化粧薄板の厚さ(mm) 見付け材面の品質 含水率 備考  
※A種 ・B種

10 木造工事

1 軸組構法工事  
1) 木材  
樹種名、種類、等級、寸法等  
※【表:第2編 表12-2.3.6】の規定による ( )  
代用樹種を使用しない箇所 ( )

2) 工法  
用材の工法  
※【表:第2編 表12-2.3.7】の規定による ( )  
( )  
( )

軸組の工法  
※【表:第2編 表12-2.3.8】の規定による ( )  
( )

構造用面材  
※【表:第2編 表12-2.3.11~表12-2.3.14】の規定による ( )  
( )  
( )  
( )  
( )

2 大断面集成材工事  
製作工場  
※監督員の承諾する工場

1) 大断面集成材の製作工法  
( )

2) 施工管理技術者  
施工管理技術者の設置 ・適用する ・適用しない

3) 工作図  
床書き原寸図 ・作成する ・作成しない

4) 大断面集成材  
大断面集成材の品質等  
強度等級は、次による  
構成するひき板の品質等による区分  
JASによる強度等級等  
・E135-F375 ・E120-F330 ・E105-F300  
・E95-F270 ・E85-F255 ・E75-F240  
・E65-F225 ( )  
・E125-F360 ・E110-F315 ・E100-F285  
・E90-F255 ・E30-F240 ・E70-F225  
・E60-F210 ( )

・対象具等級集成材 ( )

・非対象具等級集成材 ( )

・国土交通大臣が認定したもの ( )

断面の品質 ※2種 ・3種  
接着性能 ・使用環境1 ・使用環境2  
樹種 ・べいまつ ・からまつ ・すぎ ( ) ・( )

11 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺 (13.2.2~3)  
施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ 屋根葺形式 備考  
※JIS G 3322の屋根用コイル(CGLCCR-20-AZ150)  
・心木なし瓦葺葺  
・立平葺・蟻掛葺・横葺

2 折板葺 (13.2.2)(13.3.2~3)(表13.2.1)  
施工箇所 形式 山高、山ピッチによる区分 山高 山ピッチ 耐力による区分 材料による区分 厚さ 軒先面戸板 耐火性能  
・重ね形  
・はせ形  
・かん合形 ( )種 ※鋼板製・アルミニウム合金板製  
・有りE無し  
・30分  
・無し

3 とい (13.5.2~3)(表13.5.1)  
施工箇所 材種 径 施工箇所 備考  
たてどい ・硬質ポリ塩化ビニル管  
・配管用鋼管  
・ステンレス鋼管  
・硬質ポリ塩化ビニル管(カラー)  
・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管 □G  
軒どい

材料 ※JIS G 3322の屋根用コイル(CGLCCR-20-AZ150)  
( )  
断熱材 ・有り(種別: 厚さ(mm): 防火性能: 時間)  
・無し

とい受金物 ※ステンレス製 ・鋼製(亜鉛めっき) (13.5.2)(表13.5.2)

ルーフトレン  
種別 施工箇所  
・ろく屋根用(縦型・横型)  
・バルコニー用  
・バルコニー中継用



14 14 オーバーヘッドドア

(16.13.2~3)			
セクション材料による区分	耐風圧(N/m <sup>2</sup> )	開閉方式による区分	収納形式による区分
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 125 ・ 100 ・ 75 ・ 50	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーテカル形
※ ステンレス鋼板(SUS304) ・ 溶融亜鉛めっき鋼板			

15 ガラス

・ 合わせガラス (16.14.2)

品名	構成種類	性能
・ フロート合わせガラス	・ フロート板合わせガラス	・ I類
・ 網入磨き合わせガラス	・ 熱線吸収、フロート板合わせガラス	・ II-1類
・ 網入磨き、フロート板合わせガラス	・ 網入磨き、フロート板合わせガラス	・ II-2類
・ 網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・ 網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・ III類

注) 曲面合わせガラスの性能は I 類

・ 強化ガラス

材料板ガラスの種類	種類	性能
・ フロートガラス	・ フロート強化ガラス	・ I類
・ 型板ガラス	・ 熱線吸収強化ガラス	・ B類
	・ 型板強化ガラス	・ III類

注) 曲面強化ガラスの性能は I 類

・ 熱線吸収板ガラス

品名	性能	色調
・ 熱線吸収フロートガラス	・ 1種	・ ( )
・ 熱線吸収網入磨き板ガラス	・ 2種	

・ 複層ガラス

品名	断熱性	日射熱遮へい性
・ 断熱複層ガラス	・ 1種 U1 ・ 2種 U2	
・ 日射熱遮へい複層ガラス	・ 3種 U-3-1 ・ 4種 E4 ・ 5種 E5	・ U-3-2

・ 熱線反射ガラス (16.14.2) (16.14.4)

品名	色調	断熱性	耐久性	反射皮膜	映像調整
・ 熱線反射ガラス	・ ( )	※ 1種 A種		・ 内面	・ 行う
・ 高性能熱線反射ガラス		・ 2種 B種		・ 外面	・ 行わない
		・ 3種 B種			

・ 倍強度ガラス

材料板ガラスの種類	名称	色調
・ フロート倍強度ガラス		
・ 熱線吸収倍強度ガラス		

ガラスの留め材及び溝の大きさ (16.14.3) (図16.14.1)

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	※ シーリング材 ・ ガスケット ・ グレージングチャンネル形	※ 標仕 表16.14.1による ・ 図示による
鋼製及び鋼製軽量	※ シーリング材	
ステンレス製	※ シーリング材	

ガラスブロック積み (16.14.5)

JIS A 5212によるもの又は評価名簿によるもの	表面形状	寸法	厚さ	色調	防火認定	備考
					・ なし ・ 防火設備	

16 ガラス用フィルム

・ ( )

15 1 取付方法、性能等

2 カーテンウォールの材料 (17.2.2)

材料	規格	映像調整
※ アルミニウム製	※ 標仕 16.2.3による	・ 行う ・ 行わない
・ ステンレス		

製品及び取付位置の寸法許容差 ※ 標仕 表17.2.1~3による  
ガラス溝の寸法、形状 ※ 製造所の仕様による

3 PCカーテンウォール (17.3.2~5)

カーテンウォールの材料

コンクリート ※ 標仕 17.3.2(1) (7) (イ)による  
鉄筋 ※ 295A (・ D13 ・ D10)  
補強鉄線の径(mm) ※ 3.2 ・ 4.0 ・ 5.0 ・ 6.0  
配筋 ※ 図示による

先付けの材料 ・ サッシ枠 ・ コンドラ用ガイドレール  
表面仕上げ剤 ・ 磁器質タイル ・ 大理石  
・ 石材 (・ 花こう岩 )

ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm)  
・ h=1~+2, W1及びW2=±1  
製品及び取付位置の寸法許容差 ※ 標仕 表17.3.1~2による

16 1 材料

2 素地ごしらえ (18.2.2~7)

下地面等	種別	塗料の種類
木部	不透明塗料塗りの場合 ※ A種・B種 透明塗料の場合 ※ B種・A種	
鉄鋼面	※ C種・A種・B種	
亜鉛めっき鋼面(注)	・ A種・B種	
モルタル面及び石膏面	※ B種・A種	
コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面	※ B種・A種	
せつこうボード面及びその他ボード面	目地:継目処理工法 ※ A種・B種 目地:継目処理工法以外 ※ B種・A種	

注) 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別

種別	施工部位及び塗料種別
A 種	鋼製の建具の場合又は2液ポリウレタンエナメル塗料若しくは常温乾燥型有機樹脂エナメル塗料の場合
B 種	A種、C種以外
C 種	下塗りに変成エポキシ樹脂塗料を塗装する場合

3 錆止め塗料塗り (18.3.2~3)

下地面等	工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	見え隠れ部分 ※ A種・B種 見え隠れ部分以外 ※ B種・A種	
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具 ※ A種・B種・C種 鋼製建具以外 ※ C種・A種・B種	・ A種 ・ C種

4 塗装 (18.4.1~18.13.2)

塗装	種別	塗料の種類
・ 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外 ※ A種・B種 木部屋内 ※ B種・A種 鉄鋼面 ※ B種・A種 亜鉛めっき鋼面	※ 1種 ・ 2種 ※ 1種 ・ 2種 ※ 1種 ・ 2種 ※ 1種 ・ 2種
・ クリアラッカー塗り(CL)	鉄鋼面	上塗り等級( )級
・ アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)	鉄鋼面	上塗り等級( )級
・ 耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	上塗り等級( )級
・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	屋内の鉄鋼面	※ B種・A種
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)	鉄鋼面	※ B種・A種
・ 合成樹脂エマルション模倣塗料塗り(EP-T)	鉄鋼面	※ B種・A種
・ ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	鉄鋼面	※ B種・A種
・ ラッカーエナメル塗り(LE)	鉄鋼面	※ B種・A種
・ オイルステイン塗り(OS)	鉄鋼面	※ B種・A種
・ 木材保護塗料塗り(WP)	木材	※ B種・A種

17 1 接着剤 (19.2.2)

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆  
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

2 ビニル床シート (19.2.2~3)

種類	JIS記号	色柄	特殊機能	厚さ	工法
・ 発泡層のないもの	※ FS (複層ビニル床シート)	・ 無地	・ 帯電防止	※ 2.0	※ 熱溶接
・ 発泡層のあるもの		・ マーブル柄	・ 耐動過重性		・ 突付け
		・ 無地	・ 防汚性		
		・ 柄物	・ 耐薬品性		

3 ビニル床タイル (19.2.2~3)

JIS記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ
・ FT (複層ビニル床タイル)	・ 無地	※ 300角	・ 帯電防止	※ 2.0
	・ 柄物	・ 450角	・ 防汚性	・ 2.5 ・ 3.0
・ KT (コンビポジションビニル床タイル)	・ 無地	・ 300角	・ 帯電防止	・ 2.0
	・ 柄物	・ 450角	・ 防汚性	・ 3.0
・ FOA (複層ビニル床タイル)	・ 無地	・ 300角	・ 帯電防止	・ ( )
	・ 柄物	・ 450角	・ 防汚性	

4 ビニル幅木 (19.2.2)

材種	厚さ	高さ
※ 軟質 ・ 硬質 ・ 溶接	※ 2.0	※ 60 ・ 75 ・ 100

5 ゴム床タイル (19.2.2)

色柄	厚さ	寸法(mm)
・ ( )	・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0	・ ( )

6 カーペット敷き (19.3.2~3)

タイルカーペット	寸法	総厚さ(mm)	色柄	帯電性
・ 500角	・ ( )	・ 6.5	※ 無地	※ 3kV以下
・ ( )		・ ( )	・ 柄物	・ その他

タイルカーペットの敷き方 平場 ※ 市松敷き ・ 模倣流し  
階段部分 ※ 模倣流し ・ 市松敷き  
(材質、形状等 ※ 図示)

見切り、押え金物 ・ 適用する  
・ 適用しない

7 合成樹脂塗床 (19.4.2~3) (表19.4.1~8)

種別	工法	仕上げの種類
・ 厚膜型塗床材		※ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・ 弾性ウレタン樹脂系塗床		
・ 厚膜型塗床材	・ 薄膜流し展べ工法	・ 平滑仕上げ
・ エポキシ樹脂系塗床	・ 厚膜流し展べ工法	・ 防滑仕上げ
・ 薄膜型塗床材	・ 樹脂モルタル工法	
・ ( )		

17 8 フローリング張り

単層フローリング (19.5.2)

種類	工法	樹種	厚さ	大きさ	仕上げ
・ フローリングボード	・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法	・ ぶな ・ なら	・ 15 ・ 12以上	板幅 ・ # 板長さ500以上	・ 仕上げ ・ 無塗装
・ フローリングブロック	・ 接着工法 ・ モルタル埋込工法			※ 303角 ・ ( )	
・ モザイクパーケット	接着工法			・ ( )	

間伐材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない

天然木化粧複合フローリング

工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ
・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法	・ なら	・ 板厚 ・ 8以上 板幅 ・ 75以上 板長さ ・ 900以上	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ 適用する ・ 適用しない	・ 塗装 ・ 無塗装

接着剤工法の場合の緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート  
現場塗装仕上げ ・ 行う (施工箇所 ・ 行わない)  
※ ウレタン樹脂ワニス塗り  
・ オイルステインの上、ワックス塗り  
・ 生地そのままワックス塗り

9 畳敷き (19.6.2) (表19.6.1)

種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (畳床: ・ KT- )  
下地の種類 ・ 標仕 表12.6.1による床組  
・ ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロ)

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

10 せつこうボードその他ボード張り (19.7.2~3) (表19.7.1)

種類	JIS記号	厚さ、規格等
・ 硬質木毛セメント板	HW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ( )
・ 中質木毛セメント板	MW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ( )
・ 普通木毛セメント板	NW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ( )
・ 硬質木片セメント板	HF	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21
・ 普通木片セメント板	NF	・ 30
・ けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2(無糸綿) ※ 6 ・ 8
・ ロックウール化粧吸音板	DR	・ フラットタイプ (・ 9(不燃) ・ 12) ・ 凹凸タイプ (・ 12(不燃) ・ 15 ・ 19)
・ ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・ 12 ・ 15 ・ 25 ・ ( )
・ グラスウール吸音ボード号32K	GW-B	※ 25(ガラスクロス包) ・ ( )
・ せつこうボード	GB-R	※ 12.5(不燃) ・ 15(不燃)
・ 不燃複層せつこうボード	GB-NC	9.5(不燃)化粧無(下張り用) 化粧有(トラバーチン模倣)
・ シーリングせつこうボード	GB-S	12.5(不燃)
・ 強化せつこうボード	GB-F	・ 12.5(不燃) ・ 15(不燃)
・ せつこうラスボード	GB-L	9.5
・ 化粧せつこうボード(木目)	GB-D	12.5(不燃)幅440mm程度 模様(・ 柾目・ 板目) 専用下地材有り
・ 化粧せつこうボード(トラバーチン模倣)	GB-D	9.5(不燃)
・ 普通合板		表面の材種 生地、透明塗料塗り(※ラワン程度) 不透明塗料塗り(※しな程度) 板面の品質( ) 厚さ(mm)( ) 接着の程度( ) ・ 防虫処理 ・ 難燃処理 ・ 防湿処理
・ 天然木化粧合板		樹種名( ) 接着の程度( ) 厚さ(mm)( ) ・ 防虫処理 ・ 難燃処理 ・ 防湿処理
・ 特殊加工化粧合板		化粧加工の方法 ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 表面性能( )タイプ 接着の程( ) 厚さ(mm)( ) ・ 防虫処理 ・ 難燃処理 ・ 防湿処理
・ メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による(※1.2・( ))
・ ポリエステル樹脂化粧板		
・ ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12
・ 単板張りパーティクルボード		・ 無研磨板 ・ 研磨板 ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18
・ 化粧パーティクルボード		・ 単板オーバーレイ ・ プラスチックオーバーレイ ・ 10(難燃) ・ 12(難燃)
・ ハードボード(素地)	HB	・ 研磨板 (・ スタンダード ・ テンパード)
・ ハードボード(化粧)		・ 内装用 ・ 外装用 ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7
・ インシュレーションボード	IB	A級(・ 天井仕上) ・ 内装仕上 ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18

せつこうボード等の下地は図示による  
遮音シール材 ・ 適用する ( ・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド )  
・ 適用しない

合板類の張付け ※ B種  
せつこうボードの目地工法 ・ 仕上げによる



22 その他	1 揮発性有機化合物の室内濃度の測定 1)対象揮発性有機化合物(VOC)	下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。 ・ホルムアルデヒド ・アセトアルデヒド ・トルエン ・キシレン ・パラジクロロベンゼン ・スチレン ・エチルベンゼン ・( )
	2)測定室	・( ) ・( )
	3)測定方法	※簡易測定法による。 VOCの種類 測定方法 ※ホルムアルデヒド ・検知紙法 ・検知管法 ・定電位電解法 ・吸光度法 ・パッシブ型採取 ※トルエン※キシレン※スチレン※エチルベンゼン ・ハットプ型採取 ※厚生労働省の標準的測定方法による。 VOCの種類 採取方法 測定方法 ・ホルムアルデヒド ・DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出 ・高速液体クロマトグラフィー ・アセトアルデヒド ・固相吸着/溶媒抽出法 ・トルエン ・固相吸着/溶媒抽出法 ・( ) ・キシレン ・固相吸着/加熱脱着法 ・パラジクロロベンゼン ・容器採取法 ・スチレン ・エチルベンゼン
	2 果産材・地域材の活用	果産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない) 1)木工事 使用部位( ) 樹種( ) 地域材を使用する部位及び樹種については下記による。 使用部位( ) 樹種( )
	2)木造工事	果産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない) 使用部位( ) 樹種( ) 地域材を使用する部位及び樹種については下記による。 使用部位( ) 樹種( )
	3)石工事	果産材を使用部位及び石材については下記による。(代用石材は使用できない) 使用部位( ) 石材( ) 地域材を使用する部位及び石材については下記による。 使用部位( ) 石材( )
	4)その他( )工事	果産材を使用部位及び材については下記による。(代用材は使用できない) 使用部位( ) 材( ) 地域材を使用する部位及び材については下記による。 使用部位( ) 材( )

24 施工条件	1 工程関係	※調整無し ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の流用 ・仮設及び工事用道路等の調整[ ・建設機械等の調整 ・施工順序の調整 ・図示による ・その他( )
	2 施工時期 施工時間 施工方法	※制限無し ・制限有り ・制限する工程名 ( ) ・施工時期 ( ・土日祝日のみ ・図示による ・その他( ) ) ・施工時間 ( 時～ 時まで ) ・施工方法 ( )
	工事施工しない日 工事施工しない時間帯	・有( ・年 月 日 ・別紙のとおり ) ・無 ・有( ・ : ~ : ・別紙のとおり ) ・無
	3 他機関との協議	協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
	4 工事用地	・下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 ( ※構内 ・( ) ) (2) 資材置き場 ( ※構内 ・( ) ) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 ( ※構内 ・( ) )
	5 公害対策	・仮設ヤード ※無し ・有り( ※図示による ・( ) ) ※施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他( ) ・施工方法等 ・指定工法名 ( ) ・別途協議による ・図示による
	6 安全対策	・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家屋の事前・事後調査 ・地盤沈下測定 ・その他( ) ・調査箇所 ・図示による ・別途協議 ・調査時期 ・図示による ・( )
7 その他	・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名 ( ・鉄道 ・電気 ・ガス ・水道 ・電話 ・その他( ) ) ・制限を受ける工種 ( ) ※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	

24 施工条件	別表-1の記入上の注意: ※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。						
	別表-1 設備工事との工事区分表						
	工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他		
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・		
			屋外	※	・		
			屋上	※	・		
	機械関係	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)		※	・		
		テレビアンテナ基礎( # )		※	・		
		避雷針の基礎( # )		※	・		
	開口部	架台、アンカーボルト 特記した基礎	屋内設備(架台、アンカーボルトを除く)		※	・	
			屋上設備( # )		※	・	
			屋外設備( # )		※	・	
		開口部	補強を要するもの		※	・	※
			補強を要しないもの		※	・	※
			補強を要するもの		※	・	※
			補強を要しないもの		※	・	※
			補強を要するもの(フットロックは除く)		※	・	※
			補強を要するもの		※	・	※
補強を要するもの				※	・	※	
補強を要しないもの				※	・	※	
補強を要しないもの				※	・	※	
電気配管配線	電気配管配線	上配開口部の補強		※	・		
		上配開口部の墨出し		※	・		
		スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)		※	・		
		フリーアクセスフロア用配線器具		※	・		
		床、壁、天井		※	・		
		ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む		※	・		
		湯沸室のフード		※	・		
		換気扇の取付枠		※	・		
		流し台 排水トラップ共		※	・		
		オイルサーピスタンの防油堤		※	・		
		タンク基礎		※	・		
		自家発電		※	・		
		空調用		※	・		
		床下水槽のマンホールふた		※	・		
		雨水		※	・		
汚水、雑排水		※	・				
雨水立管(たてどい)		※	・				
トイレ手すり		※	・				
化粧鏡(衛生器具まわり)		※	・				
はめ込形洗面器用カウンター(前板共)		※	・				
ガスボンベ転倒防止用の鎖		※	・				
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ		※	・				
防火扉リブ		※	・				
電線		※	・				
配線ピット及びふた		※	・				
機器などへの接続(1次側)		※	・				
機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)		※	・				
機器付属の制御盤への電源供給配管配線		※	・				
自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線		※	・				
自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線		※	・				
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)		※	・				
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチと、その渡り配線		※	・				
個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)		※	・				
煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線		※	・				
小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線		※	・				
ガス漏れ検知器		※	・				
電気錠		※	・				
TENキー及び制御盤		※	・				
エレベーター出入口三方枠(金属製)		※	・				
エレベーター出入口三方枠(石製)		※	・				
シャワーユニット		※	・				
バスユニット		※	・				
洗濯機パン		※	・				
ボード・Tバー		※	・				
システム天井		※	・				
照明ライン設備プレート		※	・				
空調ライン設備プレート		※	・				
消火器ボックス		※	・				
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤		※	・				
自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)		※	・				

23 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	1 資材調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。 <table border="1"> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	資材名	規格	調達地域等									
	資材名	規格	調達地域等											
2 労働者確保	(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づき金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 管理費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用・資金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・施工事業に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(管理費):設計書に積上げ計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: % (3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。													

25	現場環境改善(快道トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快道トイレを設置することとする。ただし、快道トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快道に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快道トイレを求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フリップー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【快道トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えなような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m2以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 観音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快道トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快道トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p>	<p>28</p> <p>・ 1 準備期間確保工事</p> <p>・ 2 フレックス工事</p> <p>・ 3 着工届の提出</p> <p>・ 4 コリンズの登録</p> <p>・ 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</p> <p>・ 6 その他</p>	<p>準備期間確保工事における事務処理要領</p> <p>この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事執行要領</p> <p>この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。</p> <p>・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>・ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>
		2 設置に要する費用	<p>快道トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>29</p> <p>・ 1 再生資源利用計画書</p> <p>・ 2 再生資源利用促進計画書</p>	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>
26	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用	1 内容	<p>1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。</p> <p>(1) 共通費</p> <p>1) 労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 2) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 3) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 3) 遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 4) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用</p>		
		2 施工計画書	<p>2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。</p>		
27	特別措置に基づく市場単価の補正	3 協議	<p>3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式-1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。 (2) 労働者宿舎の拡張費用・借地料について「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する執行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について執行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。</p>		
		4 虚偽の申告	<p>4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p>		
		1 内容	<p>※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、資金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p>		
		2 基準	<p>※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>		

 <b>福島県建築関係工事特記仕様書</b>	<b>福島県〇〇建設事務所建築住宅課</b> 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名		工事名称	
	設計年: 令和〇〇年〇〇月		設計者氏名		印	図面名称